

第 50 号

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県女性相談センター条例等の一部を改正する条例
(熊本県女性相談センター条例の一部改正)

第1条 熊本県女性相談センター条例(昭和39年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)第9条第1項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第3条第1項中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生」を「困難な問題を抱える女性(法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。)への支援」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は法第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第5号まで及び第4条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他必要な援助を行うこと。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

第3条第2項を削る。

第4条中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第66号事務の欄中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号オ中「売春防止法(昭和31年法律第118号)」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第43条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第117条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)の施行を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。